

板橋区SDG sプラットフォーム運営要領

令和6年8月27日 政策経営部長決定

(目的)

第1条 「板橋区SDG sプラットフォーム」(以下「PF」)は、SDG sローカライズの推進のため、板橋区(以下「区」)でSDG sに取り組む区や企業・団体等がパートナーとして登録し、様々な課題を相互の協力連携により解決をめざす連携の「場」づくりをするとともに、パートナーの情報発信、パートナー同士のマッチングによる事業機会の創出、地域活性化を目的とする。

(構成)

第2条 PFは、「いたばしSDG sパートナー」「いたばしSDG sアクション」「公民連携デスク」の3要素から構成され、「板橋区SDG sプラットフォームポータルサイト」(以下「ポータルサイト」)をメインツールとして運用する。

(いたばしSDG sパートナー)

第3条 「いたばしSDG sパートナー」(以下「パートナー」)は、板橋区内でローカライズに取り組む区や企業・団体等がパートナーとして登録し、ポータルサイト上でパートナー自身はその取組の情報発信や、交流会等を開催し、パートナー同士の交流を行えるようにする。また、パートナーへローカライズを普及・浸透させつつ、ポータルサイトの情報発信をとおり、サイト閲覧者に対しても広くローカライズの普及・浸透を図る。

(いたばしSDG sアクション)

第4条 「いたばしSDG sアクション」は、区が推進する特定の事業において、区が仲介役となり、交流の機会を創出し、連携を推進していく。また、交流・連携の実績や新たな取組等はポータルサイト上で情報発信を行うことにより、区やパートナーの活動を広くサイト閲覧者にPRする。

(公民連携デスク)

第5条 「公民連携デスク」は、区と民間との連携に関する総合的な提案受付窓口として、民間からの提案を積極的に受け入れ、区と民間の持つ資源を互いに活用しながら、双方向の対話により新たな事業の実現をめざしていく。

(登録要件)

第6条 パートナーの登録要件は、次の各号のいずれにも該当する企業・団体等とする。

なお、企業・団体等には個人事業主は含まれるが、個人は含まれないものとする。

- (1) 区内でSDG s達成に向けた取組を実践している、又は実践する予定があること
- (2) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する企業・団体でないこと
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 過去3年以内にその他重大な法令違反がないこと

(登録)

第7条 前条の要件を満たし、パートナーとして登録を希望する企業等は、原則として、企業・団体等の店舗・事業所など、情報発信・連携事業等を行う組織単位ごとにポータルサイトの登録申請フォームから申請をするものとする。

2 板橋区SDG sプラットフォーム運営事務局(以下「事務局」)は登録申請があつ

た場合、申請内容の精査をし、申請者へ登録完了通知とともに、「いたばしSDGs パートナー登録証」（以下「登録証」）を送付するものとする。

- 3 パートナー登録の有効期限は原則1年間とする。
- 4 有効期限までにパートナーからポータルサイトの更新がない場合、登録は失効するものとする。なお、有効期限までにポータルサイトの更新があった場合は、有効期限を更新日から1年後に延長するものとする。
- 5 登録が失効した後に、再度パートナー登録を希望する場合は、新たにポータルサイトのパートナー登録申請フォームより申請すること。

（変更又は解除）

第8条 パートナーは登録内容に変更があった場合には、ポータルサイトを通じて変更を届け出ること。

- 2 パートナーの登録を解除したい場合は、速やかに事務局まで申し出ること。

（登録の取消）

第9条 区は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、パートナーにあらかじめ通知の上、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件を満たさなくなったとき
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により登録をしたとき
- (3) 第13条に掲げる活動を実施したとき
- (4) その他、区が適当でないと認めたとき

（取組の推進）

第10条 パートナーは、区内のSDGsローカライズの推進のため、次の各号に該当する取組を行うこと。

- (1) パートナーに登録されたことや登録証、当該パートナー紹介ページについての当該パートナーのホームページやSNS、掲示等での情報発信
- (2) SDGs達成に向け実践した取組についてのポータルサイトを通じた情報発信
- (3) PF関連事業への参加やポータルサイトを通じた各パートナーとの積極的な交流・連携

（情報共有）

第11条 パートナーは、区が求めるときには、SDGsに関する情報共有をしなければならない。

（投稿の削除等）

第12条 パートナーがポータルサイトにおいて、次の各号に該当する投稿を行った場合、事務局はパートナーに事前に通知することなく投稿の削除等、必要な措置をとることができる。

- (1) 誹謗中傷が含まれる投稿
- (2) 第三者の権利を侵害すると考えられる投稿
- (3) 公序良俗に反すると考えられる投稿
- (4) その他、事務局が妥当でないと判断した投稿

（禁止事項）

第13条 パートナーは、次の各号に掲げる活動を実施してはならない。

- (1) 各種法令等又は公序良俗に反する活動

- (2) 区及びパートナーの信用、品位、イメージを損なう恐れのある活動
- (3) P F 関連事業及びポータルサイト内で、政治活動、宗教活動を主たる目的とした活動

(損害賠償)

第14条 パートナーは、パートナーとしての取組において、区、他のパートナー及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに損害賠償をしなければならない。

(庶務)

第15条 本制度に関する事務は、政策経営部経営改革推進課及びブランド戦略担当課とポータルサイト運営事業者による「板橋区SDGsプラットフォーム運営事務局」において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和6年9月3日から適用する。